



平成27年  
4月1日施行

## パートタイム労働法改正に伴う対応について

今回のあおぞらレターでは、4月1日に施行されるパートタイム労働法の改正と実務上、必要な対応についてご案内します。

※パートタイム労働者とは、正社員より所定労働時間が短い労働者を指します。(パート、アルバイトなどの呼称に関わりません。派遣社員の場合は、派遣元の正社員の労働時間と比べて短い場合に該当します。)



### 改正のポイント

1. パートタイム労働者の公正な待遇を確保しなければなりません  
……有期労働契約を締結しているパートタイム労働者でも、  
職務内容、人材活用の仕組みが同じの場合は、正社員と差別的取扱いをしてはならない 等
2. パートタイム労働者の納得性を高める措置(詳細↓)が必要です
3. パートタイム労働法に関する罰則が新設(詳細↓)されました

### 2. パートタイム労働者の納得性を高める措置 とは…

①パートタイム労働者への説明が義務化されます。

- 雇用時には実施する雇用管理の改善措置の内容を事業主が説明する必要があります。  
例) 賃金に関すること、教育訓練のこと、福利厚生施設など

- 上記について、パートタイム労働者から説明を求められたときにも、説明義務があります。

※雇用契約時に、雇用契約の内容等について、しっかり説明するようにしましょう。

②パートタイム労働者からの相談に対応するための相談窓口を周知する必要があります。

- 雇用契約書等に、従来からパートタイム労働法で義務付けられている「昇給・賞与・退職金の有無」に加えて「相談窓口」の記載が必要となりました。

記載例) 雇用に関する相談窓口 : 総務部 部長 千代田太郎

※4月1日以降に締結する雇用契約書等に記載が必要です。

なお、現在従事するパートタイム労働者に対しては、上記の相談窓口について掲示するなど周知するようにします。

③②の相談窓口設置など、体制整備が義務化されています。

- 例) 相談担当者を決めて対応する、事業主が対応する など

### 3. パートタイム労働法に関する罰則 とは…

①雇用管理の改善の措置に違反していることについて、勧告しても是正されない場合は、企業名公表の可能性があります。

②虚偽の報告等については、20万円以下の過料に処せられる場合があります。



●パートタイム労働法改正の詳細 (厚生労働省ホームページより)

[http://www.mhlw.go.jp/topics/2007/06/dl/tp0605-1o\\_01.pdf](http://www.mhlw.go.jp/topics/2007/06/dl/tp0605-1o_01.pdf)

その他の詳細やご不明な点は弊所担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277